

3ページを記入する際の注意事項

- 履歴はあなたがはじめて公的年金制度(表1)に加入したときから古い順に記入してください。
- 事業所等の氏名変更や所在地の変更、転勤などがあったときは、そのことがわかるように、それぞれの事業所等毎に必要な事項を記入してください。

《記入例》

詳しくわからないときでも、都市区名までは記入してください。

詳しくわからないときでも、年月まであるいは何年の夏とか冬までといったように記入してください。

履歴(公的年金制度加入経過) ※できるだけ詳しく、正確に記入してください。					
	(1)事業所(船舶所有者)の名称および船員であったときはその船舶名	(2)事業所(船舶所有者)の所在地または国民年金加入時の住所	(3)勤務期間または国民年金の加入期間	(4)加入していた年金制度の種類	(5)備考
最初	(有)〇〇商店	〇〇区〇〇2-X	49・4・1から 55・3・31まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合等	
2		〇〇市〇〇-X-X	56・4・1から 58・3・31まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合等	
3	△△化学(株)東京支店	〇〇区〇〇-X-X	58・4・1から 61・3・31まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合等	江東 とる1△
4	〇〇市役所	〇〇市△△-X-X	61・4・1から 平26・3・31まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合等	
5			・ ・ から ・ ・ まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合等	
6			・ ・ から ・ ・ まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合等	
7			・ ・ から ・ ・ まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合等	
			・ ・ から ・ ・ まで	4 共済組合等	
13			・ ・ から ・ ・ まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合等	

加入していた年金制度が国民年金のときは、記入不要です。

社名だけでなく、支店・工場等についても記入してください。

備考欄について

わかる方のみ以下の事項に記入してください。

- 各事業所等の
 - ・健康保険被保険者証
 - ・船員保険被保険者証
 - ・共済組合員証等の記号および番号

- 厚生年金保険の事業所の整理番号(アルファベット)および被保険者番号(健康保険組合の設立されている事業所等の場合)

船員保険に加入したことがある人で海軍徴用期間があった場合は、その旨を記入してください。

表1 公的年金制度

ア. 国民年金	カ. 私立学校教職員共済
イ. 厚生年金保険	キ. 廃止前の農林漁業団体職員共済組合
ウ. 船員保険(昭和61年4月以後を除く)	ク. 恩給
エ. 国家公務員共済組合	ケ. 地方公務員の退職年金に関する条例
オ. 地方公務員等共済組合	コ. 旧市町村職員共済組合

3. これまでの年金の加入状況についてご記入ください。

(1) 次の年金制度の被保険者または組合員となったことがある場合は、枠内の該当する記号を○で囲んでください。

ア. 国民年金	カ. 私立学校教職員共済
イ. 厚生年金保険	キ. 廃止前の農林漁業団体職員共済組合
ウ. 船員保険(昭和61年4月以後を除く)	ク. 恩給
エ. 国家公務員共済組合	ケ. 地方公務員の退職年金に関する条例
オ. 地方公務員等共済組合	コ. 旧市町村職員共済組合

(2) 年金制度の被保険者または組合員となったことがある場合は、下記の履歴欄にご記入してください。

履歴(公的年金制度加入経過) ※できるだけ詳しく、正確に記入してください。					
	(1)事業所(船舶所有者)の名称および船員であったときはその船舶名	(2)事業所(船舶所有者)の所在地または国民年金加入時の住所	(3)勤務期間または国民年金の加入期間	(4)加入していた年金制度の種類	(5)備考
最初			. . から . . まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合等	
2			. . から . . まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合等	
3			. . から . . まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合等	
4			. . から . . まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合等	
5			. . から . . まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合等	
6			. . から . . まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合等	
7			. . から . . まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合等	
8			. . から . . まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合等	
9			. . から . . まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合等	
10			. . から . . まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合等	
11			. . から . . まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合等	
12			. . から . . まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合等	
13			. . から . . まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 4 共済組合等	

右の5ページを記入する際の注意事項

- 「年金」とは、老齢または退職年金、障害年金、遺族年金をいいます。
- 「受けている」には、全額支給停止になっている年金がある場合も含まれます。

(1)

表1 公的年金制度等

ア. 国民年金	キ. 廃止前の農林漁業団体職員共済組合
イ. 厚生年金保険	ク. 恩給
ウ. 船員保険(昭和61年4月以後を除く)	ケ. 地方公務員の退職年金に関する条例
エ. 国家公務員共済組合 (JT、JR、NTTの三共済組合を含む) (昭和61年4月前の長期給付に関する施行法を含む)	コ. 日本製鉄八幡共済組合
オ. 地方公務員等共済組合 (昭和61年4月前の長期給付に関する施行法を含む)	サ. 改正前の執行官法附則第13条
カ. 私立学校教職員共済	シ. 旧令による共済組合等からの年金受給者 のための特別措置法
	ス. 戦傷病者戦没者遺族等援護法

①

②

(1)で、「1. 受けている」または「3. 請求中」を○で囲んだ方は、

- ・「公的年金制度名」…表1から該当する公的年金制度等のカタカナを選択し、ご記入ください。
- ・「年金の種類」……該当するものを○で囲んでください。
- ・「(自)年 月」……年金を受けることとなった年月をご記入ください。
(「1.受けている」を○で囲んだ方のみご記入ください。)

* 2つ以上の年金を受ける権利を得た場合は、原則として、どちらか一方の年金を選択することになり、もう一方の年金は支給停止となります。年金を選択する際には、「年金受給選択申出書」の提出が必要です。

詳しくは、共済組合までお問い合わせください。

(2)

- 複数の雇用保険被保険者証等をお持ちの方は、直近に交付された雇用保険被保険者証等に記載されている被保険者番号をご記入ください。
- 最後に雇用保険の被保険者でなくなった日から7年以上経過している方は被保険者番号を記入する必要はありません。(下の「事由書」の「ウ」を○で囲んで、署名または記名・押印してください。)
- 雇用保険被保険者番号について、ご不明な点がありましたら、勤務先またはハローワークにお問い合わせください。

4. 現在の年金の受給状況等および雇用保険の加入状況についてご記入ください。

(1) 現在、左の4ページ(表1)のいずれかの制度の年金を受けていますか。該当する番号を○で囲んでください。

1. 受けている (全額支給停止の場合を含む)	2. 受けていない	3. 請求中
-------------------------	-----------	--------

① 「1.受けている」を○で囲んだ方

公的年金制度名 (表1より記号を選択)	年金の種類	(自) 年 月	48	年金証書の年金コード(4ケタ) または記号番号等
	・老齢または退職 ・障害 ・遺族	昭和 平成		
	・老齢または退職 ・障害 ・遺族	昭和 平成		
	・老齢または退職 ・障害 ・遺族	昭和 平成		

② 「3.請求中」を○で囲んだ方

公的年金制度名 (表1より記号を選択)	年金の種類
	・老齢または退職 ・障害 ・遺族

↓ 加入した年金制度が国民年金のみの方は、次の(2)、(3)の記入は不要です。

(2) 雇用保険に加入したことがありますか。「はい」または「いいえ」を○で囲んでください。

はい	いいえ
----	-----

① 「はい」を○で囲んだ方

雇用保険被保険者番号(10桁または11桁)を左詰めでご記入ください。

22 雇用保険 被保険者番号	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>										

② 「いいえ」を○で囲んだ方

下の「事由書」の「ア」または「イ」を○で囲み、署名または記名・押印してください。

事由書

私は以下の理由により、雇用保険被保険者証等を添付できません。
(該当する項目を○で囲んでください。)

ア. 雇用保険の加入事業所に勤めていたが、雇用保険の被保険者から除外されていたため。
雇用保険法による適用事業所に雇用される者であるが、雇用保険被保険者の適用除外であり、雇用保険被保険者証の交付を受けたことがない。

イ. 雇用保険に加入していない事業所に勤めていたため。
雇用保険法による適用事業所に雇用されたことがないため、雇用保険被保険者証の交付を受けたことがない。

ウ. 最後に雇用保険の被保険者でなくなった日から7年以上経過しているため。
過去に雇用保険被保険者証の交付を受けたが、老齢厚生年金の年金請求書受付日において、最後に雇用保険被保険者の資格を喪失してから7年以上経過している。

* ご本人が自ら署名する場合は、押印は不要です。
代理人等がご本人の氏名を記入した場合は、押印が必要です。

署名 (印)

(3) 60歳から65歳になるまでの間に、雇用保険の基本手当(船員保険の場合は失業保険金)または高年齢雇用継続給付を受けていますか。(または受けたことがありますか。)
「はい」または「いいえ」を○で囲んでください。

はい	いいえ
----	-----

*これから受ける予定のある方は、共済組合等にお問い合わせください。

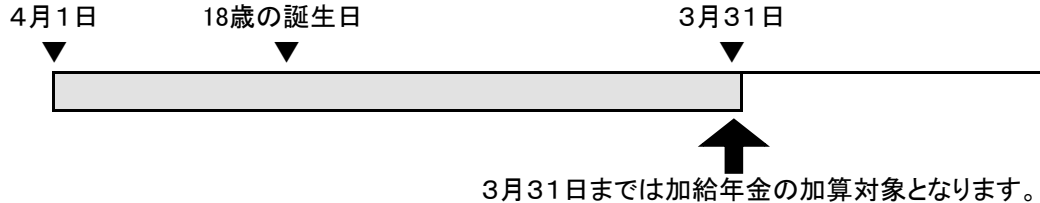
右の7ページを記入する際の注意事項

(配偶者または子がいる方は、以下の点に留意してご記入ください。)

配偶者と子について

- 配偶者とは、夫または妻のことをいいます。また、婚姻の届け出はしていなくても、事実上請求者と婚姻関係と同様の状態にある方を含みます。
- 子の年齢要件は、次のいずれかとなります。
 - a: 18歳になった後の最初の3月31日まで
 - b: 厚生年金保険法に定める障害等級1級・2級の障害の状態にある場合は20歳未満

(例) aの場合



3月31日までは加給年金の加算対象となります。

* ご本人(年金を受ける方)によって、生計を維持されている配偶者または子がいる場合
⇒加給年金が加算されることがあります。(詳しくは、8ページをご確認ください。)

③について、以下の点に留意してご記入ください。

- ・「公的年金制度名」…次(表1)に該当する公的年金制度等のカタカナを選択し、ご記入ください。
- ・「年金の種類」……該当するものを○で囲んでください。
- ・「(自)年 月」……年金を受けることとなった年月をご記入ください。
(「1.受けている」を○で囲んだ方のみご記入ください。)

* 「年金」とは、老齢または退職年金、障害年金、遺族年金をいいます。

* 「受けている」には、全額支給停止になっている年金がある場合も含まれます。

③

表1 公的年金制度等

- | | |
|---|--------------------------------|
| ア. 国民年金 | キ. 廃止前の農林漁業団体職員共済組合 |
| イ. 厚生年金保険 | ク. 恩給 |
| ウ. 船員保険(昭和61年4月以後を除く) | ケ. 地方公務員の退職年金に関する条例 |
| エ. 国家公務員共済組合
(JT、JR、NTTの三共済組合を含む)
(昭和61年4月前の長期給付に関する施行法を含む) | コ. 日本製鉄八幡共済組合 |
| オ. 地方公務員等共済組合
(昭和61年4月前の長期給付に関する施行法を含む) | サ. 改正前の執行官法附則第13条 |
| カ. 私立学校教職員共済 | シ. 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法 |
| | ス. 戦傷病者戦没者遺族等援護法 |

5. 配偶者・子についてご記入ください。

配偶者はいですか	はい ・ いいえ	「はい」または「いいえ」を○で囲んでください。 「はい」の場合は(1)をご記入ください。
----------	----------	---

(1) 配偶者についてご記入ください。

① 配偶者の氏名、生年月日、基礎年金番号、性別についてご記入ください。

31 氏名	(フリガナ) ----- (氏) ----- (名)	4 生年月日	昭和	年 月 日
			平成	
3 基礎年金番号	----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----	性別	1. 男 2. 女	

② 配偶者の住所が年金を受ける方の住所と異なる場合は、配偶者の住所をご記入ください。

郵便番号	----- ----- -----
住所	(フリガナ) ----- -----
	都 道 市 区 府 県 町 村 建物名

③ 配偶者は現在、7ページの表1に記載されている年金を受けていますか。該当するものを○で囲んでください。

1. 老齢・退職の年金を受けている	3. 請求中	3. を○で囲んだ方
2. 障害の年金を受けている	4. いずれも受けていない	

1. または2. を○で囲んだ方

4. を○で囲んだ方

下の(2)へお進みください。

公的年金制度名 (表1より記号を選択)	年金の種類
	・老齢または退職 ・障害

公的年金制度名 (表1より記号を選択)	年金の種類	(自) 年 月	47 年金証書の年金コード(4ケタ)、 または記号番号等
	・老齢または退職 ・障害	昭和 年 月 平成	
	・老齢または退職 ・障害	昭和 年 月 平成	
	・老齢または退職 ・障害	昭和 年 月 平成	

(2) 左の6ページに該当する子がいる場合には、氏名、生年月日および障害の状態についてご記入ください。 (3人目以降は余白にご記入ください。)

32 子の氏名	(フリガナ) ----- (氏) ----- (名)	32 生年月日	平成 年 月 日	32 診
			障害の状態	
33 子の氏名	(フリガナ) ----- (氏) ----- (名)	33 生年月日	平成 年 月 日	33 診
			障害の状態	

右の9ページを記入する際の注意事項

(配偶者または子がいる方は、以下の点に留意してご記入ください。)

加給年金について

加給年金とは、ご本人(年金を受ける方)によって、生計を維持されている配偶者または子がいる場合に、加算される年金です。

- 厚生年金保険の被保険者期間が20年以上ある方が、65歳到達時点で、その方に生計を維持されている下記の配偶者または子がいるときに支給されます。
- 65歳到達後、被保険者期間が20年以上となった場合は、退職改定時に生計を維持されている下記の配偶者または子がいるときに支給されます。

対象者	年齢制限
配偶者	65歳未満であること
子	・18歳になった後の最初の3月31日まで ・厚生年金保険法に定める障害等級1級・2級の障害の状態にある場合は20歳未満

配偶者が老齢(退職)年金(加入期間20年以上)または障害年金を受け取っている場合には、加給年金の支給が停止されます。

6. 生計維持についてご記入ください。

7ページで記入した配偶者または子は、年金を受ける方と生計を同じくしていることを申し立てる。(証明する。)

署名欄	<input style="width: 100%; height: 40px;" type="text"/> 印
-----	---

*年金を受ける方が自ら署名する場合は、押印は不要です。
代理人等が年金を受ける方の氏名を記入した場合は、押印が必要です。

同一世帯でない場合で、生計同一に関する第三者の証明が必要な場合には、以下の欄に記入、押印のうえご使用ください。	
証明日	平成 年 月 日
証明者氏名	<input style="width: 100%; height: 30px;" type="text"/> 印
証明者住所	〒 - <div style="text-align: right; margin-top: 5px;">建物名</div>
年金を受ける方との関係	(第三者の証明時：事業主、家主、民生委員、町内会長など)

【生計維持とは】

以下の2つの要件を満たしているとき、「生計維持されている」といいます。

- ①生計同一関係があること
例)・住民票上、同一世帯である。
・単身赴任、就学、病気療養等で、住所が住民票上は異なっているが、生活費を共にしている。
- ②配偶者または子が収入要件を満たしていること
年収850万円(所得655.5万円)を将来にわたって有しないことが認められる。

ご本人(年金を受ける方)によって、生計維持されている配偶者または子がいる場合

(1) 該当するものを○で囲んでください。(3人目以降の子については、余白を使用してご記入ください。)

配偶者または子の年収は、850万円未満ですか。	共済組合確認印
配偶者について	はい ・ いいえ () 印
子(名:)について	はい ・ いいえ () 印
子(名:)について	はい ・ いいえ () 印

「はい」を○で囲んだ方は、添付書類が必要です。

(2) (1)で配偶者または子の年収について「いいえ」と答えた方は、配偶者または子の年収がこの年金の受給権(年金を受け取る権利)が発生したときから、おおむね5年以内に850万円(所得655.5万円)未満となる見込みがありますか。該当するものを○で囲んでください。

はい ・ いいえ

「はい」を○で囲んだ方は、添付書類が必要です。

平成	年	月	日	提出
----	---	---	---	----

ご注意！

右の11ページを記入する際の注意事項

退職共済年金(経過的職域加算額)について

原則として、平成27年9月以前に1年以上の引き続く公務員共済の加入期間を有する方には、退職共済年金(経過的職域加算額)が支給されることとなります。

○退職共済年金(経過的職域加算額)の請求について

老齢厚生年金と退職共済年金(経過的職域加算額)を受けられるときは、老齢厚生年金の請求をしたときに退職共済年金(経過的職域加算額)の請求があったものとみなされます。

退職一時金受給額の返還について

あなたが組合員として勤務されたことがあり、退職時に退職一時金の支給を受けたことがある場合、老齢厚生(退職共済)年金を受け権利を有することになったときは、この退職一時金の額に利子に相当する額を加えた金額を返還していただくこととなります。

○退職一時金の返還制度の概要

退職一時金は、昭和54年12月までに組合員期間が20年未満で退職された方に支給されていた制度です。

この制度は、昭和61年4月に行われた共済年金制度の改正により、過去に退職一時金の支給を受けた方の組合員期間についても、退職一時金を受けていなかった方と全く同じ計算方式による共済年金が支給されることになりました。

このため、同一の組合員期間について年金と退職一時金の二重の給付が行われるのを防止するための措置として、退職一時金の返還制度が実施されることになりました。

ただし、退職一時金の全額を支給を受けている場合(将来の年金を受けるための財源を残していない場合)に限っては、その退職一時金の基礎となった加入者期間と、それ以外の公務員期間に係る厚生年金保険の被保険者期間(第2号及び第3号厚生年金被保険者期間)とを合計しても20年未満の場合には、退職一時金の基礎となった期間は年金額の計算の算定基礎にはなりませんので、その期間に基づいて受給した退職一時金については返還する必要はありません。

○返還方法の注意事項

「2」の現金での返還を行う際には、金融機関にて別途払込手数料が必要な場合があります。

給付制限について

組合員または組合員であった方が刑に処せられたとき等は、改正前の国家公務員共済組合法・地方公務員等共済組合法による退職共済年金(経過的職域加算額)に給付制限が行われます。

○給付制限の概要

組合員または組合員であった者が禁錮以上の刑(懲役刑・禁錮刑)に処せられたとき、組合員が免職、停職の懲戒処分を受けたときまたは組合員(退職後に再び組合員となった者に限る。)もしくは組合員であった者が退職手当支給制限等処分を受けたときは、退職共済年金(経過的職域加算額)の全部または一部の制限が行われます。

禁錮以上の刑に処せられてその刑の執行を受けるときは、その刑の執行が終わるまで、退職共済年金(経過的職域加算額)の全額が支給停止となります。

公務員共済独自項目

退職一時金受給額の返還に係る項目

「あなたが受給した退職一時金に係る返還見込額」欄に返還額の記載のある方のみ、下記の「返還方法」及び「署名欄」にご記入ください。

退職一時金に係る返還見込額が、* 円の場合は、記入不要です。

○あなたが受給した退職一時金に係る返還見込額

あなたが退職時に受給した退職一時金に係る返還見込額は、次のとおりです。

退職一時金に係る返還見込額	*****円
---------------	--------

※上記の金額は、支給開始年齢到達時において老齢厚生年金の受給権が発生した場合の見込額です。実際の年金決定において受給権発生時点が異なった場合は、返還額も異なることとなりますのでご了承ください。

※退職一時金を2回以上受給している方については、合算して返還見込額を記載しています。

○返還方法

希望する返還方法の番号を○で囲んでください。

1	年金の支給期ごとにその支給額の2分の1を返還に充当する。 (年金から控除されますので、手続きが不要です。)
2	1年以内に現金で一括または分割して返還する。 ↓ (現金での返還の場合、 <u>払込</u> 手続きが必要となります。) ※後日、払込手続きについて、共済組合からご案内させていただきます。

※「2」により現金での返還を希望された場合でも、1年以内に全額の返還が行われていないときは、「1」の返還方法に変更させていただきますので、ご了承ください。

上記の返還方法で返還することを申し立てます。

署名欄	印
-----	---

※年金を受ける方が自ら署名をする場合は、押印は不要です。

給付制限事項に係る項目

次の事項に関して該当する場合は、番号を○で囲んでください。

1	組合員として懲戒免職または停職の処分を受けたことがある。
2	組合員として退職手当の支給制限等処分を受けたことがある。
3	禁錮以上の刑に処せられたことがある。

「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の記入方法 (13ページを記入する前にお読みください。)

- 老齢年金は、所得税法の規定により、その支払いを受ける際に源泉徴収が行われます。そのため、年金の支払いを受ける際には、原則として13ページの「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」(以下「申告書」という)を提出する必要があります。印字されている氏名、生年月日、住所、基礎年金番号をご確認のうえ、**必ず押印し**、下の「記入上の注意事項」をお読みいただき、必要事項をご記入ください。
- この申告書に記入した扶養親族等の状況に応じて所得控除を行い、源泉徴収税額の計算を行うこととなります。また、所得税法の規定により、**請求者本人と扶養親族等の個人番号(マイナンバー)を必ず記入し、請求者本人の個人番号(マイナンバー)が確認できる書類を提出してください。**
- 老齢年金から源泉徴収される所得税は、給与所得のように年末調整が行われないことから、その年に納付すべき税額との差額は確定申告により精算する必要があります。例えば、給与等の所得のある方が、その給与等の支払者に提出した「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記入した扶養親族等と同じ扶養親族等をこの申告書に記入した場合には、双方の所得について重複して所得控除が行われることになるため、確定申告により所得税額を納付することになる場合があります。
- **年金からの所得控除(基礎控除を含む。)を希望されない方は、扶養親族等申告書の記入・押印をせずに提出してください。**

記入上の注意事項

- あ** 控除対象配偶者が「老人控除対象配偶者」に該当する場合は、『老人』を○で囲んでください。該当する方は、年金を請求する年の12月31日現在で70歳以上の方です。

『控除対象配偶者』とは、年金を受ける方と生計を同じくする配偶者で、合計所得金額が38万円以下の方のことをいいます。婚姻届を提出していない方は控除対象配偶者にはなりませんのでご注意ください。

- い** 「控除対象扶養親族(16歳以上)」欄は、扶養親族のうち、年金を請求する年の12月31日現在で16歳以上の方をご記入ください。

- ・12月31日現在で19歳以上23歳未満の方については「特定扶養親族」に該当しますので、『特定』を○で囲んでください。
- ・12月31日現在で70歳以上の方については「老人扶養親族」に該当しますので、『老人』を○で囲んでください。

「扶養親族(16歳未満)」欄は、扶養親族のうち、年金を請求する年の12月31日現在で16歳未満の方をご記入ください。

- ・16歳未満の扶養親族については、扶養控除の対象外となりますが、障害者に該当する場合は障害者控除が適用されます。
- ・「扶養親族(16歳未満)」欄は、地方税法第45条の3の3および第317条の3の3の規定による「公的年金等受給者の扶養親族申告書」の記入欄を兼ねています。

「控除対象扶養親族(16歳以上)」欄および「扶養親族(16歳未満)」欄に記入する「扶養親族」とは、年金を受ける方と生計を同じくする配偶者以外の親族で、合計所得金額が38万円以下の方のことをいいます。

- う** 「他の所得者が控除を受ける扶養親族等」欄は、あなたの同一生計内に所得者が2人以上いるときに、あなたの扶養親族等(控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は障害者である年齢16歳未満の扶養親族をいいます。)を他の所得者の扶養親族等としたり、また、同一生計内の扶養親族等を分けて控除を受けたりする場合に、該当する扶養親族等についてご記入ください。

- か** 扶養親族等の対象者で別居している方がいる場合は、区分の『別居』を○で囲み、「摘要」欄に、その方の氏名と住所をご記入ください。また、扶養親族等の対象者と同居している場合は、区分の『同居』を○で囲んでください。

え お か	え	・○○ ○○は、身体障害者手帳の1級(平成19年4月1日交付) 【障害に該当する方がいる場合の例】
	お	・死別、○○ ○○(子)所得○万円、本人所得○万円 【寡婦・特別寡婦・寡夫に該当する方がいる場合の例】
	か	・○○ ○○の住所は東京都○○市△△ ○丁目○番○号 【別居している方がいる場合の例】

- き** 「所得の種類・金額」欄は、年金を請求する年の所得の種類と金額(見積額)をご記入ください。例えば、給与所得がある場合、給与の収入金額から給与所得控除額を差し引いた金額となります。

- え** 「障害」欄および「本人障害」欄は、普通障害者の場合は『普通障害』特別障害者の場合は『特別障害』を○で囲んでください。また、障害者に該当する方がいる場合は、「摘要」欄に、氏名、身体障害者手帳等の種類と交付年月日、障害の程度(等級など)をご記入ください。

『障害』とは、特別障害(身体障害者等級が1級または2級に該当するか、重度の精神障害等)または普通障害(特別障害以外の障害)をいいます。

- お** 「寡婦・寡夫」欄は、請求者本人が寡婦の場合は『寡婦』、特別寡婦の場合は『特別寡婦』、寡夫の場合は『寡夫』を○で囲んでください。「摘要」欄に、死別・離婚・生死不明の別、生計を一にする子の氏名、その子の所得(年金を請求する年)の見積額をご記入ください。また、扶養親族または生計を一にする子のいない寡婦(死別・生死不明に限る)、特別寡婦、寡夫に該当する場合は、ご本人の所得(年金を請求する年)の見積額をご記入ください。

・『寡婦』とは、夫と死別・離婚・生死不明となった方で扶養親族または生計を一にする子のいる女性、または夫と死別・生死不明となった方で、ご本人の所得(年金を請求する年)の見積額が500万円以下である女性をいいます。

・『特別寡婦』とは、寡婦に該当し、扶養親族である子がいて、かつ、ご本人の所得(年金を請求する年)の見積額が500万円以下である女性をいいます。

・『寡夫』とは、妻と死別・離婚・生死不明となった方で生計を一にする子がいて、かつ、ご本人の所得(年金を請求する年)の見積額が500万円以下である男性をいいます。

* 『生計を一にする子』とは、他の者の控除対象配偶者または扶養親族とされていない所得(年金を請求する年)の見積額が38万円以下の子をいいます。

* 死別・離婚の場合は、その後に婚姻していないことが条件となります。

公務員共済独自項目

※ 公務員期間をお持ちの方は、下記の公的年金等の受給者の扶養親族等申告書についてご記入ください。

対象年(提出年) 平成 年 分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

(1)ご本人の氏名、生年月日、住所、基礎年金番号、個人番号(マイナンバー)をご記入のうえ押印してください。

氏名			印	生年月日	
住所					
郵便番号				個人番号(マイナンバー)	
基礎年金番号					

提出日、電話番号をご記入し、性別を○で囲んでください。

提出日	平成 年 月 日	提出
電話番号	()-()-()	性別 男・女

(2)上記の対象年の扶養親族等の状況についてご記入ください。

(ご本人に控除対象配偶者や扶養親族がなく、ご本人自身が障害者・寡婦・特別寡婦・寡夫に該当しない場合は、下記事項を記入する必要はありません。)

あ	フリガナ氏名		続柄	生年月日	え	か	き	
	個人番号(マイナンバー)				障害	同居・別居の区分	所得の種類・金額	
控除対象配偶者			老人	夫・妻	明大昭平	普通障害	同居	万円
					年月日	特別障害	別居	
控除対象扶養親族(16歳以上)			特定老人		明大昭平	普通障害	同居	万円
					年月日	特別障害	別居	
扶養親族(16歳未満)			特定老人		明大昭平	普通障害	同居	万円
					年月日	特別障害	別居	
い					平成	普通障害	同居	万円
					年月日	特別障害	別居	
う	フリガナ氏名	住所	続柄	生年月日	異動月日及び事由	控除を受ける他の所得者		
						氏名	住所	続柄
他の所得者が控除を受ける扶養親族等				明大昭平				
				年月日				
え	概要					本人障害	普通障害	
						寡婦・寡夫	特別障害	
お						寡婦	特別寡婦	
						寡夫	寡夫	

※「扶養親族(16歳未満)」欄は、地方税法第45条の3の3および第317条の3の3の規定による「公的年金等受給者の扶養親族申告書」の記載欄を兼ねています。

(3)あなたが年金の支払いを受ける支払者(申告先)に☑を一つ入れてください。

年金の支払者(申告先)	<input type="checkbox"/>	国家公務員共済組合連合会	*****	法人番号	実施機関記入欄
	<input type="checkbox"/>	地方職員共済組合	*****		
	<input type="checkbox"/>	地方職員共済組合団体共済部	*****		
	<input type="checkbox"/>	公立学校共済組合	*****		
	<input type="checkbox"/>	警察共済組合	*****		
	<input checked="" type="checkbox"/>	全国市町村職員共済組合連合会	*****		

※提出年より前に年金が受けられる場合は、過去の年分の扶養親族等申告書をすべて提出していただくことになります。